

国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則

平成16年4月1日

達示第75号制定

(前 略)

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において外国人研究員として雇用していた者を引き続き外国人研究員として雇用する場合における当該者に係る改正後の別表の適用については、なお従前の例による。

別表 外国人研究員の俸給月額表

号 俸 及 び 俸 給 月 額									
<del>1</del>	<del>2</del>	<del>3</del> 1	<del>4</del>	<del>5</del> 2	<del>6</del>	<del>7</del> 3	<del>8</del>	<del>9</del>	<del>10</del> 4
<del>350,000</del>	<del>400,000</del>	450,000	<del>500,000</del>	550,000	<del>600,000</del>	650,000	<del>700,000</del>	<del>750,000</del>	800,000
<del>円</del>	<del>円</del>	円	<del>円</del>	円	<del>円</del>	円	<del>円</del>	<del>円</del>	円